

# スウェーデン・ノルウェー・フィンランドにおける万人権の制度比較 —重層的な自然資源利用のあり方をめぐって—

○嶋田大作（京都大学）・齋藤暖生（東京大学）・三俣 学（兵庫県立大学）

## はじめに

本研究では、他人の所有する土地に自由に立ち入り、自然環境を享受することができる権利として認められている万人権について、重層的な自然資源利用という観点から考察する。万人権は、山・川・海に及ぶものであるが、ここでは、特に林野に限定して議論を進める。また、北欧諸国を中心にヨーロッパ各国には、内容は各国で異なるものの類似の万人権がみられるが、本研究ではスウェーデン、ノルウェー、フィンランドを対象を限定する。

本研究では、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドにおける万人権の制度的実態を把握したうえで、3カ国間での制度の比較を行う。

## 調査方法

本研究では、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドの万人権の制度的実態について、文献資料を基に調査する。特に、慣習法として存続してきた万人権が法制化されるようになった背景や理由、制度によって認められている行為、制度を実効性のあるものにするための罰則などの仕組み、期待される環境政策・森林政策上の効果に着目する。また、こうした制度下において、現在万人権が抱えている問題についても整理する。

## 結果と考察

スウェーデン、ノルウェー、フィンランドにおける万人権の制度的実態を調査するなかで、万人権には、他人や生態系に損害を与えないという条件のもとで、他人の所有する土地に立ち入り、自然環境を享受する権利という共通する基本的性格が見られることがわかった。しかし、これら3国では異なる部分も見られる。例えば、ノルウェーでは1957年に野外生活法という形で、万人権を体系的に扱う法律が整備されたが、スウェーデンやフィンランドでは、自然保全法や刑法において万人権に関する規定が存在するものの、万人権を体系的に扱う法律は存在しない。さらには、万人権として認められる自然利用の範囲も、3カ国間でそれぞれ異なる。本研究の調査で、万人権をめぐる法制度は、私的土地所有権と万人権との対立、または公共的な利益とされる生態系保護と万人権の対立の歴史などを踏まえて発達してきたことがわかった。

1つの土地に、土地所有権とは別の権利が存在するという自然資源の重層的な利用制度は、多様な人と自然の関わりを生み出しており、万人権は政府の環境政策にも積極的に位置づけられている。また、実際に、万人権が人々のエコロジー思想や環境問題の知覚へとつながっていることがわかった。スウェーデン、ノルウェー、フィンランドの万人権の制度は、人口密度などの条件の違いに十分に配慮するならば、日本の環境政策や森林政策を考えるうえで参考となる部分を含んでいる。

（連絡先：嶋田大作 [shimada.daisaku@t02.mbox.media.kyoto-u.ac.jp](mailto:shimada.daisaku@t02.mbox.media.kyoto-u.ac.jp)）